

記者発表資料  
平成 27 年 9 月 4 日  
建設部建築住宅課  
(市営・仮設住宅係)  
担当：村上 (内線 536)

## 災害公営住宅使用料(家賃)の算定誤りに係る還付金額について

■平成 26 年度及び平成 27 年度災害公営住宅使用料(家賃)について、8月21日に実施した記者会見において、一部に算定の誤りがあったことを報告したところでしたが、この度、対象住宅と世帯数及び還付対象金額が確定したのでお知らせします。

### ■対象住宅・世帯

①市営南郷住宅	157 世帯入居(平成 27 年 1 月から)	} 全 220 世帯のうち 誤算定は 62 世帯
②市営長磯浜南住宅	19 世帯入居(平成 27 年 3 月から)	
③市営長磯浜北住宅の一部	25 世帯入居(平成 27 年 7 月から)	
④市営赤岩五駄鱈住宅	19 世帯入居(平成 27 年 7 月から)	

■還付額合計 3, 378, 500円

※誤算定 62 世帯のうち、59 世帯が還付対象

### ■今後の対応

・8月21日(金)に誤算定となった世帯に、経緯説明とお詫びの電話連絡を行ったところです。  
今後は速やかに、お詫び文及び住宅使用料の訂正通知書の発送を行い、各対象世帯を訪問し、経過説明とお詫びを行うとともに、還付に向けた手続きを進めてまいります。